

決 裁	委員長	職務代理	委員	委員	5 杉選第 346 号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 39 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和 6 年 12 月 17 日 (火)		午前 11 時 00 分から 午前 11 時 30 分まで		
出席者	委員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、高野法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議案等				結果
	議案 第 50 号	東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る政治活動用 ポスターの取扱いについて			決定
	—	選挙管理委員会委員長の交代について			了承
委員長	これから令和 6 年第 39 回の定例会を開催します。				
	<東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いについて>				
委員長	議案第 50 号について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>東京都議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る政治活動用ポスターの取扱いについてです。1 個人の政治活動用ポスターの掲示禁止期間ですが、東京都議会議員選挙から説明します。当該選挙の任期満了が令和 7 年 7 月 22 日で、その 6 箇月前に当たる日が同年 1 月 22 日になり、この日から選挙の期日までが公職選挙法第 143 条第 16 項第 2 号及び同条第 19 項第 3 号に基づく禁止期間となります。よって、区内各政党支部宛通知文(別紙 1)及び区議会議員宛通知文(別紙 2)を送付一覧(別紙 3)のとおり送付します。次に、参議院議員選挙について説明します。任期満了は令和 7 年 7 月 28 日で 6 箇月前に当たる日が同年 1 月 28 日になり、この日から選挙の期日までが公職選挙法第 143 条第 16 項第 2 号及び同条第 19 項第 2 号に基づく禁止期間となります。よって、区内各政党支部宛通知文(別紙 4)及び区議会議員宛通知文(別紙 5)を送付一覧(別紙 6)のとおり送付します。2 掲示禁止該当ポスターに関する取扱いについてですが、選挙管理委員会で把握した場合は所轄警察署長に現認を依頼し確認後、撤去命令(別紙 7)を発します。所轄警察署長から現認通知があった場合は撤去命令を発し、合わせて警察署長宛て通知(別紙 8)します。3 区の管理する施設への管理権撤去依頼ですが、施設管理者の承諾を得ないポスター等については管理権に基づき撤去するよう区長、教育長、各施設所管課長宛て依頼します。東京都議会議員選挙の依頼文については、区長宛は別紙 9、教育長宛ては別紙 10、各施設所管課長宛は別紙 11 となります。次に参議院議員選挙の依頼文については、区長宛は別紙 12、教育長宛ては別紙 13、各施設所管課長宛は別紙 14 となります。なお、管理権撤去の対象となる施設は別紙 15 のとおりです。説明は以上です。</p>				
委員長	質問はありますか。				

職務代理	杉並清掃工場（東京 23 区清掃一部事務組合）には依頼はしないのですか。
局長	今まで依頼していません。今回も依頼しない予定です。
与島委員	仮に、東京 23 区清掃一部事務組合に送付する場合は、関係機関（23 区選挙管理委員会事務局）と調整が必要になります。なお、国等の施設はどのような対応になるのですか。
主査	都の管轄している施設は都が、国が管轄している施設は国から通知するものと考えます。
職務代理	禁止期間中には、2 連、3 連のポスターが貼られます。これは政党等の政治活動用のポスターとの解釈でよろしいですか。
法規担当係長	政党等の名称の記載されていること、演説会等の開催日時・場所の記載されていること、政党等の記載の面積が弁士以上に確保されていること、政党等の記載部分に弁士個人が使用している文言等を記載していないことが条件となります。
委員長	ほかに質問はありますか。無いようでしたら決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	何かほかにありませんか。
職務代理	お諮りしたい案件があります。 先ほど、委員長から私宛てに本日付で、一身上の都合により 12 月末をもって、委員長の職をお辞めになりたいとの退職願が、提出されました。この件について審議いたしたいと思います。
委員長	委員長の退職の件ですが、審議でよろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	それでは私は退席します。
	委員長退室
職務代理	委員長が地方自治法第 189 条第 2 項の規定により、議事に参与できませんので、私が議事進行の代理を務めます。委員長から提出があった委員長職の退職願ですが、退職されることを承認するというので、よろしいでしょうか。
一同	異議なし。
職務代理	わたしも異論ありません。委員長から提出のあった委員長職の退職について、承認とします。審議が終了しましたので、事務局は、島田委員長をお呼びください。
	委員長入室
職務代理	委員長の退職願を承認することになりました。12 月末までの残り数日ですが、よろしくお願ひします。
委員長	ご承認いただき、ありがとうございます。事務局に確認ですが、この後の手続きなどはどうなりますか。
局長	12 月末での、委員長の退職が承認されましたので、杉並区選挙管理委員会規程第 3 条第 1 項の規定により、1 月 1 日からの委員長を選挙によって決めなければなりません。また、同規程第 5 条第 1 項に基づき、委員長職務代理の指定も行っていた必要があります。
委員長	委員長職の選挙が必要ということですが、日程について、どなたかご意見はございませんか。
与島委員	予定がよろしければ、本日これから選挙を行うということでよいと思います。
委員長	本日、選挙を実施することは可能でしょうか

局長	可能です。但し、投票用紙を準備する時間を少々いただきたいです。
与島委員	同規程第3条に「指名推せん」で委員長を決めることも可能とありますので、「指名推せん」を提案します。
委員長	本日これから「氏名推せん」とのご意見がありました。よろしいですか。
一同	異議なし。
委員長	同規程第3条第3項より「指名推せん」で委員長を決めます。それでは推せんをお願いします。
小井委員	今井職務代理を推せんします。
委員長	他にありませんか。
与島委員	今井職務代理でよろしいと思います。
委員長	私も今井職務代理に異論ありませんので、1月1日からの委員長は、今井職務代理といたします。
一同	異議なし。
職務代理	承知しました。
委員長	次に、職務代理の指定ですが、今井職務代理どなたかご指名をお願いします。
職務代理	与島委員を指名します。
委員長	委員長職務代理は与島委員でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	与島委員、いかがでしょうか。
与島委員	承知しました。
委員長	令和7年1月1日からの委員長職務代理を与島委員といたします。ほかに何かありませんか。無いようでしたら令和6年12月25日の定例会については休会とし、次の定例会を令和7年1月8日とすることを提案しますがいかがでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	それでは令和6年12月25日の定例会については休会とし、次回の定例会を令和7年1月8日とします。ほかに無いようでしたら、第39回定例会を終了します。

回 議	局長	次長	主査	作成者	第39回定例会 令和6年12月17日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。